

郵便料金計量器の賃貸借

仕 様 書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 件名

郵便料金計量器の賃貸借

2. 目的

本件は日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）核燃料サイクル工学研究所において、郵便物の発送の際に利用する郵便料金計量器を賃貸借するものである。

3. 貸借品仕様及び数量

(1) 規格

Pitney bowes 製 SendPro MailCenter1000 相当品 1 台

なお、日本郵便株式会社の認定を受けた機器であること。

(2) 処理能力

①処理数 ⇒ 160 通／分 以上

②印字式 ⇒ インクジェット 1200dpi

③電子スケール ⇒ 30 kg 以上相当

④部門数 ⇒ 50 部門以上

⑤ディスプレイ ⇒ カラーパネル、漢字・英数字・カタカナの入力が可能

⑥シール又はロールテープによる印字が可能。また、厚さ 16 mm までの印字が可能

⑦オートフィダー付き

⑧集計機能付き（集計表がファイル形式にてメールが送信可能であること、また PC からオンラインにて部門編集が可能であること）

⑨メンテナンス機能 ⇒ インク残量確認機能、ナナメ印字防止機能、印字ミス防止機能、各種警告機能

⑩封筒・葉書仕様 ⇒ 最小寸法 89×127 mm、最大寸法 330×356mm

封筒フラップの深さ ⇒ 25～76 mm

⑪LAN への接続が可能

⑫郵便物の料金改定への対応が可能（無償及び夜間自動アップデートであること）

4. 一般仕様

(1) 賃貸借期間

令和 8 年 1 月 1 日～令和 13 年 12 月 31 日（72 か月）

(2) 納入期限

令和 7 年 12 月 26 日

(3) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3 原子力機構核燃料サイクル工学研究所
事務管理棟 総務・共生課居室

(4) 納入条件

据付調整後渡し

(5) 設置に伴う作業

機器更新に当たって必要な郵便局への申請登録の実施を行うこと。

また、既存の郵便料金計量器の撤去も併せて行うこと。

(6) 保証

受注者は、3 項に示した仕様を満足する物品を納入すること及びそれらが正常に動作することを保証するものとする。保証期間は検収後 1 年間とする。

5. 検収条件

4 項に示す納入場所に納入後、員数検査、外観検査、適切な動作確認及び図書の提出をもって検収とする。

6. 提出図書類

(1) 確認の必要な文書

受注者は以下の事項について原子力機構の確認を受けるものとする。

① 本仕様書で要確認と指定した事項

② 本仕様書で明記していないが重要と思われる事項

③ 本仕様書より逸脱する事項

(2) 提出図書

表-1 提出図書一覧

No	項目	様式	提出部数	提出期限	確認	備考
1	取扱説明書※	受注者	1 部	納入時	無	
2	その他機構の要求するもの	機構	必要部数	原子力機構の指示による		

※賃貸借品の調達後における維持（設備の維持）または運用に必要な技術情報を含む

(3) 提出図書に関する注意事項

全て表紙に契約件名、提出日、受注者名等を記述し提出すること。提出図書は多年

の使用に耐える用紙、印刷方法、装丁であること。その他、不明な点は適宜原子力機構に確認し、その指示に従うこととする。

7. 安全文化を育成、維持するための活動

- (1) 受注者は、安全文化を育成、維持するための活動として、原子力機構との対話を通じて、要求事項の相互理解を促進するためにコミュニケーションを図ること。
- (2) 本件の実施に当たり、定められたルールを守るよう努めること。また、情報共有及び相互理解に、不断に取り組むこと。

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本件において、グリーン購入法が適用される環境物品が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書に用いる用紙は、グリーン購入法が適用される環境物品に該当するため、その基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 技術仕様

(1) 一般事項

技術仕様の詳細及び不明な点については、原子力機構担当者と打合せを行うこと。

(2) 梱包・輸送

- ① 製品は、輸送中に破損・変形しないように梱包を行うこと。また、梱包材等のうち、原子力機構が不要と判断したものについては、受注者の責において持ち帰り、処分を行うこと。
- ② 原子力機構への輸送においては、核燃料サイクル工学研究所内への入構手続を要するため、納入にあたっては予め日時等を協議すること。

10. その他

受注者は原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について原子力機構の確認を受けること。

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。